

【現状と成果】

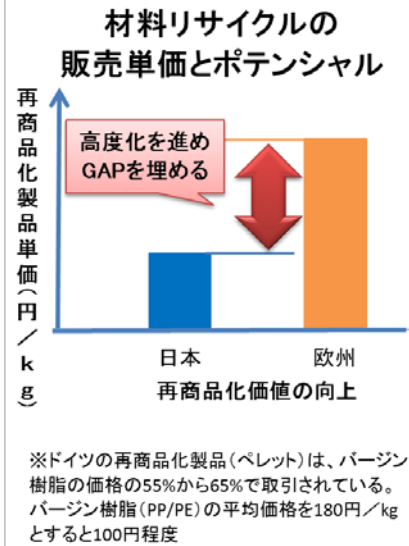
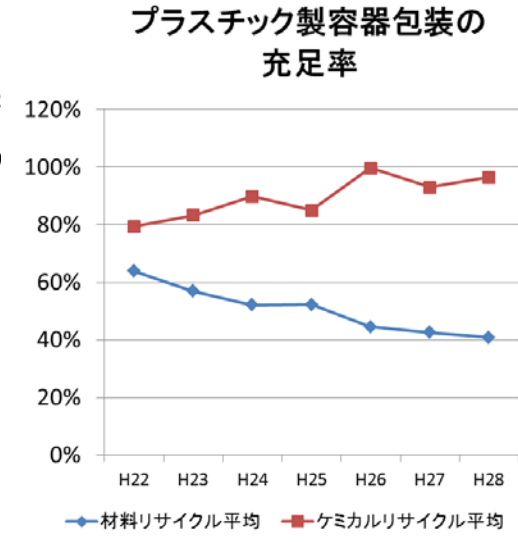
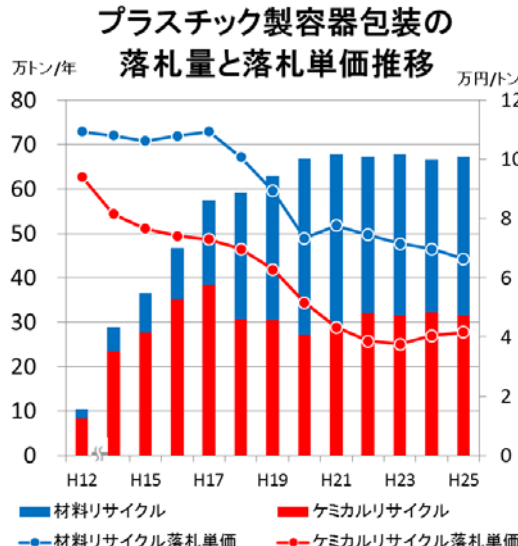
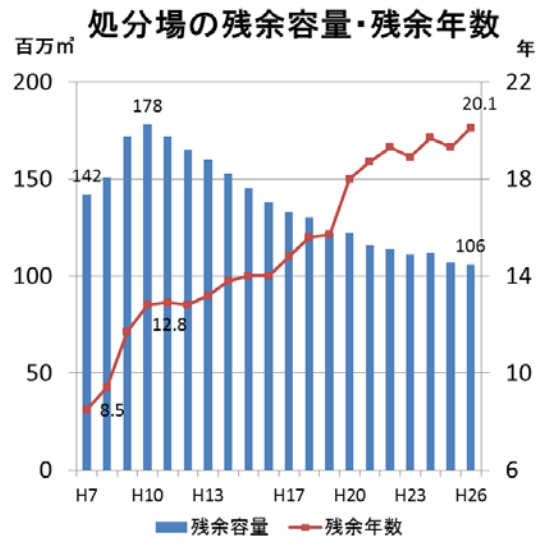
平成12年の完全施行から15年が経過し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管及び再商品化は着実に進展。消費者による分別排出の取組が定着し、国民の環境への関心や3Rに対する意識が醸成・向上し、国民一人一日当たりごみ排出量や一般廃棄物総排出量の削減に寄与。市町村は消費者に対する啓発や収集量の増加、ペール品質の向上に貢献し、特定事業者は再商品化を担うとともに、容器包装の軽量化・薄肉化等を通じて排出抑制にも努力するなど、各主体の取組が進んだ。

【評価と課題】

循環型社会の形成の必要性や資源の有限性を踏まれば、より一層容器包装リサイクル制度における取組を推進していくことが必要である。加えて、容器包装のライフサイクル全体を通じた3Rの高度化の取組を一層進め、容器包装リサイクル制度の改善を図っていくことで、環境や雇用、グリーン成長等を促していく必要がある。

また、持続可能なグリーン成長のためには、これまで以上に、再商品化の生産性向上等により、再商品化事業をより付加価値の高い産業に転換していく観点を持つ必要がある。

各々の課題の要因は複合的に関連していることから、個々個別の対策だけでは十分な効果が得られない側面があるため、複合的に関連する課題を総合的にとらえて対策を講じることが重要である。こうした認識に立ち、以下のような課題を検討すべきである。



出所：環境省「日本の廃棄物処理（平成26年度版）」

出所：日本容器包装リサイクル協会HPより経産省作成
説明：H12～H26までは消費税5%込、H27は消費税8%込

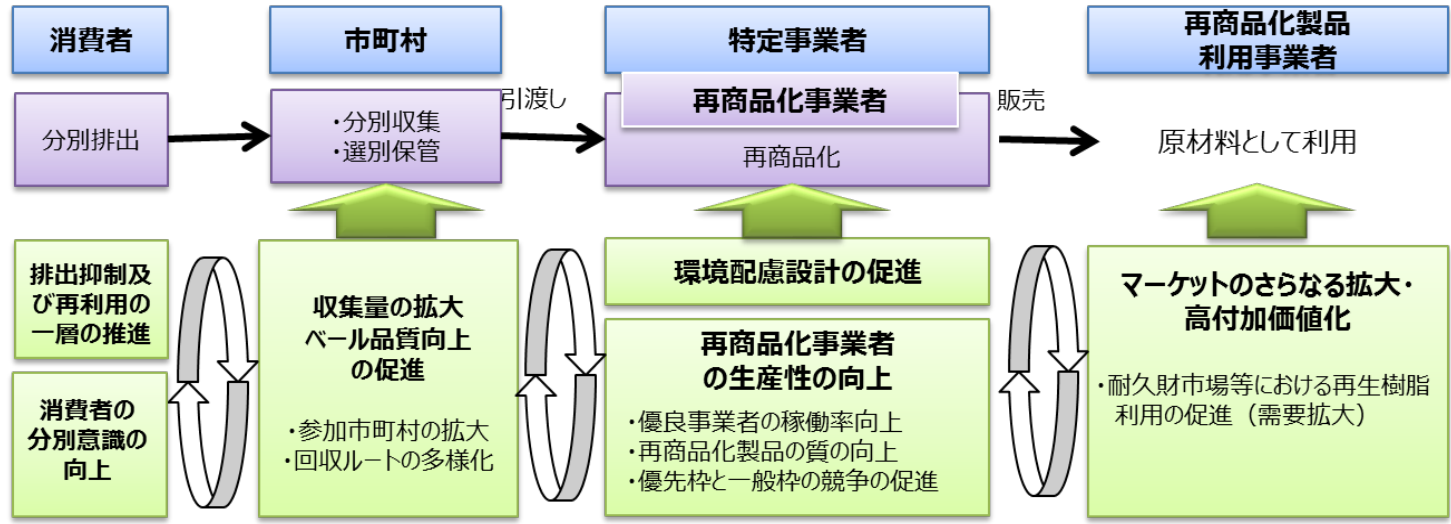
出所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
説明：充足率とは協会が設備能力を調整し算出した落札可能量に対する落札量の比率。全事業者の落札可能量が申請値の90%に調整されているため充足率は高く算出される。

【見直しに向けた検討の基本的視点】

一層の3Rの推進のための取組を通じて、更なる環境負荷低減と社会全体のコストの削減を図り、循環型社会の形成を推進するため、次のような基本的視点に沿って、容器包装リサイクル制度の見直しを行うことが必要。

(1)環境負荷低減と社会全体のコストの低減、(2)容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた3Rの推進、(3)消費者、自治体、特定事業者、再商品化事業者等との協働

これらの視点に加えて、課題の要因は複合的に関連しているため、課題を一体的に捉えて検討を進めるとの視点も重要。また、環境負荷低減と社会全体のコストの低減を効果的に進めるには、各主体の取組費用の透明化・課題分析を図りつつ、各主体間の相互理解の向上を促す視点も重要。



【考えられる施策の例】

リデュース・リユースの推進	分別排出・収集・選別保管	再商品化	その他
<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮設計に関する手引き等の活用や優良事例の共有 ○環境配慮設計の手順の標準化等による容器包装の各個別事業者によるレビューの促進 ○環境配慮設計等に積極的に取り組む事業者への表彰 ○小売業事業者に係る排出抑制の取組の一層の推進 ○容器包装使用量が特に多い業界における業態特性を踏まえた自主的目標の設定と取組の一層の展開及び取組状況の検証 ○地域における関係者からなる協議会等による連携した取組の促進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な実施の自治体の事例の共有や消費者への情報提供等の主体間連携を促進 ○自治体費用の調査実施とそのデータの公表 ○一般廃棄物会計基準の導入 ○選別一体化による社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施 ○店頭回収される廃ペットボトル等の廃掃法の再生利用指定制度の活用促進 ○入札制度の見直し等を通じた拠出金制度の再活性化 ○市民に分かりやすい識別表示や収集量の拡大の観点からの識別表示の検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○再商品化事業者が、競争環境の下で製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境の整備 ○総合的評価制度で評価の高い再商品化事業者の稼働率をより高める等の入札競争上の措置 ○総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する評価の重点化、評価項目の絞り込み ○再生樹脂の物性の規格化やその活用 ○収率基準に関して、再商品化製品の新規需要の開拓に向け優良事業者による高品質な再生材の生産について先駆的・試行的な取組 ○低炭素で3Rを推進する高度技術の実証試験等、研究開発・設備投資の促進、金利優遇措置 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定法人の再商品化業務の効率化のための点検作業を実施 ○指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業 ○独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査の実施 ○ただ乗り事業者への厳格対応(指導や公表等の措置)を講じる 等

取組の進捗状況の継続的なフォローアップ等を行う中、適時適切な見直しを行う。制度全体の検討については5年後を目処に見直しを行う。